

《予算決算委員会 観光文教分科会（令和元年9月25日）》

〈要旨〉

- ・修学旅行誘致について
- ・平城京天平祭について
- ・市内で実施予定の障害者職場体験の実習受入について
- ・英語教育アドバイザー（AEE）について
- ・少人数学級編成と特別支援教育支援員について
- ・スクールロイヤーについて
- ・奈良市青少年野外活動センターについて
- ・コミュニティ・スクールについて
- ・家庭教育推進事業について
- ・読書バリアフリー法について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。

最初に、修学旅行誘致について、観光戦略課長に伺います。

奈良市観光入込客数調査報告書によると、平成30年に奈良市を訪れた修学旅行生は83万7000人で、前年に比べ1万2000人ふえています。平成29年は4万4000人減少していますので、回復したとも言い切れず、また、肝心の宿泊は1万人減っている状況です。その背景には、全国の生徒数の減少もあります。

昨年度の観光文教分科会で平成30年度の取り組みを聞いておりますが、その結果をどのように総括しておられるのか、また、そこから見えてきた課題をどのように捉え、今年度、修学旅行誘致の取り組みを行っているのかお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

林委員の御質問にお答えいたします。

奈良市観光協会が旅行会社に委託して実施します首都圏での奈良市東京観光オフィスを拠点とした学校訪問活動報告から、生徒数の減少、旅行費用の上昇による保護者意識の変化、また、旅行形態の多様化、北陸新幹線の修学旅行連合体列車への団体割引適用など、本市への修学旅行生の誘致に影響を及ぼす要因が見えてきたところです。

修学旅行の予定はおおむね2年前に決定されることから、これまでの見る観光から体験

型の観光へ変わりつつある現状を踏まえ、奈良市でできる体験プログラムを拡充するとともに、新たな観光施設の紹介、公共交通機関を利用した班別行動、渋滞する時間帯を避けるための奈良市内泊を提案し、学校側のニーズに応じた誘致活動を行っております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

次に、現実問題、京都府のホテル、旅館の次に選ばれるのは、奈良市より宿泊料金の安い大阪市である現状や、大手旅行会社が奈良県外のホテル、旅館を押さえているため、旅行会社にある程度お任せしている学校は必然的に県外に宿泊する実態があります。特に私立の学校は、旅行会社にはできない奈良市の魅力を体験できるプランでの誘致がある程度可能だと思いますが、公立となると多くの学校が旅行会社にお任せになっているのが現状で、やはり長期的な計画を立てた形で旅行会社に積極的なアプローチをしなければ、先ほど言った現実問題を解消できず、結果ますます市内に宿泊する修学旅行生の減少が考えられますが、それについての見解をお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

お答えいたします。

首都圏での奈良市東京観光オフィスを拠点とした学校訪問活動においては、奈良市での体験メニューや平城宮跡歴史公園を含めた新たな観光コースを提案したことにより、平成30年度の奈良市内泊139校に対し、令和2年度は154校と市内で宿泊予定の学校が大幅に増加する見込みとなっております。

また、奈良市観光協会と奈良県旅館・ホテル生活協同組合が共同して、九州、四国の小・中学校を訪問し、修学旅行の現地事情や旅行先の意向調査を行うとともに、旅行会社への営業活動を実施するなど、首都圏以外でも修学旅行生誘致に向けた取り組みを行っています。

今後につきましても、体験プログラムや社寺の夜間拝観、新たな施設などの情報を学校側、あるいは旅行会社に積極的にPRを行うことで、さらなる修学旅行生の誘致につなげたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

次に、昨年度の分科会で、奈良市の文化資源には茶道、華道、お能などの伝統芸能、墨、

筆、漆器、赤膚焼などの工芸品、さらには日本の伝統文化が多く存在している。これらの文化を取り入れた体験メニューをさらにバージョンアップしていただき、和の文化に修学旅行生が接し、理解し、文化力を発信できるような企画に期待している。また、新しい取り組みとして、海外修学旅行生を視野に入れて、海外の学校が奈良市の学校と交流できる体制づくりも考えていただければ、さらに奈良市を訪れる修学旅行生がふえていくと主張、要望しましたが、その後の対応をお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

お答えいたします。

委員お述べのとおり、修学旅行生が奈良の文化に接し、和の心を育むための体験プログラムの拡充が重要であることは認識しております。にぎり墨、筆づくりなどの今までの体験メニューに加えまして、興福寺での法話、東大寺での写経、赤膚焼窯元の工房見学や絵つけ、また、手ひねり体験など、歴史文化や伝統体験を学べるプログラム、そして奈良公園の巨樹に触れ、五感を通して生命の営みを学ぶ環境学習プログラムなどを実施しており、今後さらに充実させていく予定でございます。

一方、海外の学校との交流への取り組みとしまして、平成30年度、台湾での商談会において、現地の旅行会社に対して教育旅行の誘致に向け、プレゼンテーションを実施いたしました。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

現在の学校訪問の結果は、5年前に誘致活動をした結果のあらわれだと私は感じています。大手旅行会社に聞いてみると、修学旅行の誘致は5年前に計画を立て、二、三年前に決定されるのが通常であるようです。観光業界が計画を立てていただいている学校誘致については、特別な体験プログラムを組むなど、充実した取り組みを行っていただいていることにはありがたく評価しております。

ただし、特に公立の学校については、大手旅行会社が旅館、ホテルを確保、特に関西では京都のホテルを確保しているため、大手旅行会社に奈良をPR、誘致することが必須であります。また、課としても認識していると思いますが、音頭を取って計画を立てている学校と旅行業者任せの学校がありますので、そのあたりについても情報の調査と精査が必要です。

改めて体験メニューもどこにでもある企画ではなく、奈良でしか体験できないプログラムを企画していただき、目先の結果をうのみにせず、5年後を見据えた長期的な視野を持ちながら、絶えず奈良市の魅力を十分味わうことができる修学旅行誘致であるよう要望しま

す。

海外の修学旅行誘致の活動についても、海外の修学旅行生は奈良市の学校との交流を要望されているとも聞き及んでいます。ここは教育委員会とも連携をとって進めていただくよう、要望します。

続いて、平城宮跡内イベント経費の成果として、国内外から多くの観光客をお迎えできる平城京天平祭を開催したと書かれています。

そこで、春の平城京天平祭について、観光戦略課長に再び伺います。

開催が成果となっていることに違和感がありますが、国内外から多くの観光客をお迎えするという観点から、アンケート調査などでどこから来られた方が大半を占めていたのかお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

お答えいたします。

天平祭の来場者アンケートにおきまして、ことしの平城京天平祭は改元直後の令和元年5月3日から5日までの3日間、平城宮跡朱雀門ひろばを会場に開催し、3日間で合計4万4000人の来場者がありました。

開催期間中、来場者297人に対しましてアンケート調査を行いましたところ、近畿圏内からの来場者が89%で、近畿圏外からの来場者は11%という結果でございます。

近畿圏内からの来場者の主な内訳としまして、アンケート回答者の55%が奈良市内を含む奈良県内からの来場者となっており、来場者内訳の割合に多少の差異はあるものの、例年同じような傾向で推移をしております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、年代または日帰り、宿泊の分類、来場回数、イベント参加の感想ではどのような結果が出たのかお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

お答えいたします。

来場者アンケートの結果ということでございますが、年代別の内訳については、20代以下が12%、30代が21%、40代が27%、50代が14%、60代が16%となっています。来場回数につきまして、過去にも来場した経験のある方が59%でした。また、誰と来場された

かという質問に対しまして、家族で来場した方が全体の 59%を占めていることから、来場者の傾向といたしまして、複数回来られているファミリー層が多いのではないかと考えております。

日帰り、宿泊の分類につきましては、大半の方が日帰りと回答されています。宿泊ありと回答された方は 11%になっており、近畿圏外からの来場者割合と同数となっています。

なお、イベント参加の感想につきまして、92%の方が次回も来場したい旨の回答をさせていただいております。イベント開催時以外にも平城宮跡に来たいと答えた方も回答者の 82%であったことから、来場者に天平祭を楽しんでいただくだけに限らず、平城宮跡への誘客にも貢献できているのではないかと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、奈良市、大阪府、京都府の訪日外国人の直近で確定している訪問者数をお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

お答えいたします。

本市の訪日外国人の訪問者数は、平成 30 年奈良市観光入込客数調査報告書にて公表しております 265 万 1000 人であります。

一方、大阪府の訪日外国人の訪問者数は、確定数値としましては平成 29 年のところでございます。主要 5 か国・地域別来阪外国人旅行者数が最新でございます。こちらについては、1110 万 3445 人となっています。なお、速報値ということでお知らせしております数値につきまして、平成 30 年は 1141 万 6000 人と公表されています。

また、京都府の訪日外国人の訪問者数は公表されてはいないものの、かわりに外国人宿泊客数を公表しておられ、観光入込客数、観光消費額及び外国人宿泊客数の推移のところにありますと、平成 30 年は 459 万 4862 人となっております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、大阪や京都には多くの外国人観光客が訪れていますが、その観光客をもっと奈良市に呼び込むことができれば、奈良市の観光客数もさらにふえるのではないかと考えます。

ただし、外国人観光客は日本に来る前から大体の予定を組んでいると思われるので、大阪、京都だけを観光するつもりだった外国人観光客が奈良市に関心を持つように、新たな需要を掘り起こしていく対策が必要だと思っておりますが、その対策についてお聞かせください。

◎上南善嗣観光戦略課長

お答えいたします。

外国人観光客の新たな需要を掘り起こす対策としまして、外国人観光客は事前に訪問地の大きな予定を組んで来日されることが一般的と言われておりますので、外国人旅行者の出発地に向けた発地型のプロモーションや情報発信は必要であると考えております。

海外向けプロモーション活動につきまして、昨年フランスで開催されたジャポニスム2018に県と連携して参加した際、現地旅行会社へ本市の情報発信等を行ったほか、今年の姉妹都市提携25周年を記念してオーストラリアのキャンベラ市を訪問した際、現地での情報発信等を行いました。

今年度は海外への新しい情報発信手法として、有効性を検証するため、奈良市観光協会が携帯電話会社と提携し、香港において携帯電話を通じた観光情報発信と本市の観光コンテンツに対する現地志向調査を行っています。

また、奈良滞在を実際に体験してもらい、SNS等で現地の情報発信につなげていくファミトリップを県下の各市町村と共同で準備をしており、関西ツーリストインフォメーションセンター関西空港でのPR活動を初め、発地以外での誘客活動も並行して行い、新たな需要の獲得を行いたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

平城京天平祭については、アンケートどおり市町、近隣の市町村の来場者が多く、もっと近畿圏外からのお客様にも来ていただくPRが必要であることは間違いありません。また、事業を行う理由の一つに、その意図も入っていると思います。

しかしながら、これもアンケートどおり、イベント参加の感想やリピーター率は非常に高いので、この事業自体が間違いでもありません。その意味においては、まだまだ掘り起こしが可能な潜在的価値がある事業であります。宿泊誘致のことも考えると、インバウンド事業の一環と捉え、外国人にも魅力ある内容が必要であり、その結果宿泊がふえ、奈良市の経済効果にもつながります。

海外プロモーションについても、例えばユニバーサル観光に特化したものなど、さらにターゲットに特化したプロモーション戦略にも取り組んでいただけるよう要望します。観光戦略課長、ありがとうございました。

続いて、勤労者福祉事務事業について、産業政策課長に伺います。

障害者の就労支援については、昨年度から産業政策課が担当されることになり、課題の把握についても取り組まれたと伺っています。障害者の就労に向けては、実際に障害者が就労を体験する場が重要となりますが、就労体験についてはどのように対応されているのかお聞かせください。

◎原田勝産業政策課長

林委員の御質問にお答えいたします。

障害者支援機関へのヒアリングを行ってきた結果、一般就労を目指す障害者にとっては、実際に職場で実習体験をすることが貴重な機会となるが、市内に障害者の職場実習を受け入れる企業が不足しているという声が多くございました。

また、一般就労を目指す障害者を支援する就労移行支援事務所等で構成されている奈良市自立支援協議会の就労支援部会におきましても、本市での職場実施の受け入れを強く要望されていることから、今回の受け入れということに至ったのでございます。

現在は庁内各課での受け入れ先を求め、体験できる環境を整えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、奈良市役所で実施する職場実習の受け入れに当たり、どのような内容を検討されたのかお聞かせください。

◎原田勝産業政策課長

御質問にお答えいたします。

本市における庁内での職場体験の実習受け入れは、一般就労を目指す障害者の方々を対象として、市内の就労移行支援事業所や特別支援学校を中心に募集を行います。実施時期は本年11月から12月を予定しており、実習期間は数日から1週間程度とし、業務内容に応じて決定をいたします。

業務内容は事前に各課に照会し、実習生が取り組みやすい業務の選定を行っているところであり、また、実習生の受け入れ前には、実習生の障害特性や配慮等を理解することを目的として、指導担当者向けに実習受け入れ前の研修を実施する予定をしております。

なお、実習生の受け入れ決定や実習受け入れ前研修の講師につきましては、なら障害者就業・生活支援センターコンパス様に協力をいただく予定となっております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、この事業でどのような効果を期待しているのかお聞かせください。

◎原田勝産業政策課長

御質問にお答えいたします。

庁内で実習体験をすることで、実習生の就労意欲が向上し、一人でも多くの障害者の一般就労につながることで、また、本市での取り組みが市内企業の障害者のさらなる実習受け入れにつながっていくことを期待しております。

また、市職員が実習生とともに働くことにより、市職員の障害者に対する理解を深めることや、障害者が働きやすい職場環境づくりを考える大きなきっかけづくりとなればとも期待しているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

障害者を対象とした職場体験の実習受け入れは非常にいいことでありますので、一度きりならず、今後も継続して続けていただきたいとまず要望させていただきます。

今回は業務内容を事前に各課に紹介し、実習生が取り組みやすい業務の選定を行う予定であるようですが、これは間違いであります。業務内容、また実習生が取り組みやすい業務の選定は、いわゆる健常者の職員の方々が決めていると思われれます。しかし、これは全く悪気はないと思いますが、知らず知らずのうちに皆さんの中で障害者はこれぐらいの業務内容なら大丈夫、これぐらいだったら取り組みやすいと思込みの判断を行っているような気がしてなりませんし、何よりその判断により、障害者の職業体験の機会の門戸を狭めてしまっています。

障害者と一くくりに言っても、一人一人の能力、できることは千差万別です。見た目は重度でも、環境を整えることにより高い能力を発揮する障害者もいるでしょう。だからこそ、障害者一人一人と面談し、能力、できることをしっかりと把握して、その上で業務内容を決めなければなりません。それを奈良市が率先してできなければ、企業が追随して行くわけもなく、結果的に奈良市が障害者の就労機会を奪っていくことにもなります。現実には奈良市の身体障害者対象の採用は、身体障害者手帳1級も大丈夫とありますが、現実には履歴書は手書きしかだめなど、書いていることと実態に整合性がありませんし、採用案内も一般職と同様

の書式で全く配慮がありません。

これらの奈良市の採用案内も含めた障害者雇用を一から変えなければ、障害者の就労の機会は広がりにません。採用等については所管が異なりますので、早急に是正していただくよう、これは副市長に要望します。産業政策課長、ありがとうございました。

続いて、英語教育アドバイザー、A E Eについて、学校教育課長に伺います。

平成 30 年度は、教員の英語指導力の向上を目的とした A E E を全市立小学校に派遣し、授業を観察した後、指導、助言を行っておられると思います。

そこで、A E E の指導、助言は、学習指導要領や奈良市の英語教育の目標を踏まえたものになっているのかお聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

本市では、平成 30 年度から英語を母語としない人に対して英語を指導する資格や専門的な技術を身につけた人材である英語教育アドバイザー、いわゆる A E E を 2 名任用し、教員の指導力向上を図っております。

A E E が教員に対して指導、助言を行う上で、学習指導要領の内容や奈良市の英語教育の目標を踏まえ、指導することが重要なことであると認識しております。学校を訪問する前に、A E E と英語担当指導主事が事前に打ち合わせを行うなど、指導内容を十分理解した上で指導、助言に当たっております。

A E E の学校訪問開始当初は英語担当指導主事が同行し、指導状況を確認しており、その後の振り返りも含め、A E E が学習指導要領と奈良市の英語教育の目標に沿った指導、助言を行っていることを確認しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、具体的にどのような取り組みを行ったのかお聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

A E E は教員の授業を観察し、例えば教員一人一人の英語力や指導スタイルに応じた授業の組み立て方や活動アイデア、児童の興味、関心を高めるための教材の工夫や提示方法などについて、教員の実態や課題に応じた指導、助言を行っております。

また、管理職や英語担当教員との面談を通して、校内でどのように英語教育を進めていくかといった体制づくりや、小中連携した英語教育の進め方について助言をしております。

さらに、自作教材を提供したり、イラストを使った授業の進め方や絵本の読み聞かせの方法などに関する集合型研修を開催したりするなどの取り組みも行っております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、指導、助言を受けた教員からどのような声があったのかお聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

昨年度に実施いたしました教員へのアンケート結果では、「A E E訪問は役立つものであった」や「A E E訪問時のアドバイスを授業で活用している」という項目での肯定的回答が9割を超えておりました。

また、「他教科の授業と比べ、英語は指導のノウハウが少ないので、具体的な方法を教えてもらえてよかった」や「自分の英語力を高めるため、研修の機会がもっと欲しい」などの声も寄せられております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、平成30年度の途中からA E Eに欠員が出て、1名だけの配置になったと思いますが、その影響はどうであったか、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員お述べのとおり、昨年度A E Eは年度途中から1名での学校への派遣となりました。そのA E E 1名分の指導につきましては、英語担当指導主事が補う形で、予定どおりに学校への指導、助言や支援を行いました。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、昨年度のA E E事業の課題と今年度の展開についてお聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

昨年度の課題といたしましては、A E Eが授業を観察した教員に対する指導、助言の時間をいかに確保するかという点がございました。また、学習指導要領の改訂を受けて、小学校で英語が教科化されることから、中学校の指導をどのようにしていくかという点もございました。

教員に対する指導、助言の時間を確保するという点におきましては、中休みや昼休みを活用したり、後日メールで指導、助言を送ったりするなどの工夫をしております。

また、中学校への指導という点では、昨年度は小学校だけが訪問対象であったものを今年度は中学校にも拡大し、中学校の英語教員の指導力と英語力向上も図っております。加えて、小学校の学習内容を踏まえ、系統立った指導となるよう、小中をつなぐ視点での指導も行っております。

さらに、「自分の英語力を高めるため、研修の機会がもっと欲しい」という教員の声が多くあったことから、今年度は夏期休業期間にA E Eによる教員対象のオンライン英会話研修をするなど、教員のニーズに即した研修となるよう工夫をしております。

今後もA E Eを活用した取り組みを通じて、教員の指導力向上を目指すとともに、小・中学校の英語教育の推進と充実を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

A E Eについては、懸念していたことが答弁により解消しましたので、しばらくは注視させていただきます。

続いて、少人数学級編制実施について伺います。

奈良市では小学校1、2年生については30人学級編制を継続しておられると思いますが、クラスサイズを小さくするだけでは解決が難しい課題もあると書かれています。

そこで、解決が難しい課題とは何かを、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

委員お述べのとおり、本市では市独自の施策として、義務教育入門期の小学校1、2年生において、基本的な生活習慣や学習規律の定着に重点を置き、一人一人の子供に対して丁寧な指導ができるよう、1クラスの定員を少なく設定する少人数学級編制を行っております。少人数学級編制につきましては、「一人一人に目が行き届く」、「一人当たりの発表の回数がふえた」など、保護者や教員から一定の評価を得てまいりました。

一方で、通常の学級においても、いじめ事象への対応や、授業中教室を飛び出したりパニックを起こしたりするなど、特別な支援を必要とする子供への対応が増加している傾向がございます。これらの課題に対応するためには、クラスサイズを小さくするだけでは解決が難しくなってきております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、それらの課題について、教育委員会としてどのように対応されているのか、学校教育課長、お聞かせください。

◎伊東幹子学校教育課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

例えばいじめ事象への対応といたしまして、いじめ問題など課題の多い学校を拠点として、いじめ対応支援員を配置しております。支援員は、休憩時間や昼休みといったいじめの起こりやすい時間帯や場所を重点的に巡回し、児童・生徒の気になる様子があればすぐに教員との情報共有を行い、いじめの未然防止や早期発見に努めております。

また、特別な支援を必要とする子供への対応につきましては、教員のほかに特別支援教育支援員を配置しております。その支援員は、通常学級での授業において、話を聞き取りにくい児童・生徒の横についてメモを添えたり、児童・生徒がパニックを起こした際に別室でクールダウンをする必要がある場合の支援をしたりするなど、個々の状況に応じた支援を行っております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

次に、通常の学級に在籍し、個別に支援を要する児童・生徒への対応を行うための特別支援教育支援員の配置について、平成 29 年度から平成 31 年度の状況を、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えをいたします。

特別支援教育支援員の配置についてでございますが、配置人数は平成 29 年度 98 人、平成 30 年度に 140 人とふやしております。平成 31 年度の配置人数は前年と同じ 140 人ですが、配置時間を平成 31 年度から、前年度年間 29 週から 2 週増の 31 週にしております。全校に配置し、特に必要な学校には複数人の配置を実施している状況でございます。

以上です。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、昨年度までの支援員の採用資格はどのようになっているのか、また、今年度以降も採用方針が変わりがないのか、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えします。

採用資格と今年度以降の方針についてでございますが、特別支援教育支援員の採用資格につきましても、教育免許状の所有者に限定はしておりませんが、学校教育に対し深い知識及び理解を示し、かつ発達障害に関する知識を有する者としております。

採用資格につきましても、現在のところ変更は考えておりません。

以上です。

◆林政行

何らかの障害をお持ちの方に対する支援は誰でもいいというのではなく、支援員は正しい対応と思っていても、実は間違っていたということもあるかもしれません。その意味においても、障害に対しての深い知識や理解は非常に重要であります。特別支援教育支援員の採用資格は現在のところ変更の予定はないと確認できましたので、それは継続していただくとともに、その採用資格に適した人材の確保は厳しい状況であることも承知していますが、配置人数の増員、そして時間をふやしていただくよう要望します。

また、障害に対する知識も時がたつにつれ、その対応の仕方が変わってくると思います。できる限りきめ細やかな対応ができるよう、支援に当たっては、支援員と現場の方々との情報共有をしっかりとしていただくよう要望します。

続いて、学校で起こる問題を法的に解決するためのスクールロイヤーの導入など、法律相談の必要性が言われていますが、奈良市の学校の現状はどのようになっているのか、教職員課長、お聞かせください。

◎山田伸治教職員課長

お答えいたします。

学校の法律相談等の現状についてでございますが、学校に対する要求や苦情などで学校だけでは解決が困難なトラブルに対しまして、問題が肥大化する前に法に基づいた適正な対応をするため、弁護士に法律相談できる体制を教育委員会として整えております。

学校の要望を受けて学校現場へ弁護士を派遣し、直接相談できるよう、奈良市弁護士会から推薦を受けた8人の弁護士と契約をしております。あわせて、主に学校教育関係を専門としている弁護士1名と電話、メール、事務所訪問での相談ができるようにしております。

弁護士による専門的なアドバイスを受けることにより、早急に的確な対応を行えるようになることは、教員の負担軽減になると考えております。

以上です。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

いじめや不登校、保護者や教員間のトラブルなど、教育現場ではさまざまな問題が生じており、適切な判断が難しい案件がふえていると思います。法律の知識が必要となることも多く、学校現場に理解ある弁護士が学校側の相談相手になることで、問題が生じる前の対処や事態の悪化を未然に防ぐことが期待できます。特にいじめや保護者同士のトラブル、教員に対しての理不尽な要求を突きつけるいわゆるモンスターペアレントなどに対し、学校側が適切な対応ができるようにするための相談窓口として有効です。

ただし、それは決して学校側を守るだけの弁護士ではなく、今求められている弁護士は、問題が生じたときに学校の対応について法的な義務や責任の有無だけでなく、子供や保護者、地域の人々が抱える課題も踏まえての総合的なアドバイスができる弁護士であります。奈良市弁護士会から推薦を受けた8人の弁護士の方々には、必ずこれらを踏まえた対応をしていただくよう要望し、また、学校現場には弁護士の派遣の趣旨を理解していただいた上で、積極的に活用していただくよう、改めて周知徹底を要望します。

また、国においては、スクールロイヤーを各市の教育事務所に配置するなどの記事も出て

いますので、市として注視していただき、必要ならばしっかりと対応していただくよう要望します。

続いて、奈良市青少年活動センターについて、地域教育課長に伺います。

平成30年度の利用者数は、平成29年度に比べてどうだったのかお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

林委員の御質問にお答えします。

平成30年度の青少年野外活動センターの利用者数は8,288人となっております。平成29年度の利用者数は8,856人でしたので、前年度と比べ568人減少しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、前年度より検証していますが、今後の方針についてお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えします。

利用者が固定化している傾向にあることから、新規の利用者の獲得に向け、就学前の子どもたちや小学校低学年に向けた自然体験プログラムの充実などの魅力的な事業の展開や、それらのプログラムについて市民だよりなどを使った積極的な広報活動を行うなど、さらなる取り組みが必要であると考えております。

利用者アンケート結果では、施設について9割を超える満足度をいただいておりますが、中には、「以前より遊具が減っていて残念」などの感想もあります。

利用者の声も参考に、さらなる施設の満足度向上に指定管理者と協議を進め、よりよい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

先日、奈良市青少年野外活動センターを見学させていただきましたが、私が利用していたころに比べると、目に見える形で老朽化は進んでいます。施設内は雨漏りしていますし、ベランダに出ることも危険な状況になっています。また、木造の遊具は危険で使えない。木造の

ベンチや手すりなどは、暗くなれば子供たちが気づかずにけがするのではないかと思うくらい傷みが激しい状況です。できる範囲の中で早急に修繕などを要望しますが、厳しい財政状況もありますので、限界もあると思います。

それらの解決策の一つとして、他の自治体では民間の事業者に委託し、開発、運営、マネジメントをするようになってきています。これは指定管理者制度よりもっと自由度が増して、投資もできるので、バーベキュー施設をつくったり、アスレチック施設をつくったり、全面ふかふかの芝生を敷いたりなど、利用者視点に立った民間の創意工夫で活気あふれるいい施設によみがえっています。

私のところにも、防災企画で継続的に青少年野外活動センターを利用していきたいとの声も聞いています。だからこそ、現在の満足度をより高めていくためにも、次回の奈良市青少年野外活動センターや黒髪山キャンプフィールドなどの指定管理の更新のときには、指定管理だけではない違うPP事業手法を再考していただくよう要望します。

続いて、コミュニティ・スクールの推進事業について、再び地域教育課長に伺います。

今年度より、学校教育課から地域教育課に所管が変更になっています。主要な施策の成果説明書では、「コミュニティ・スクールの推進と今後のコミュニティ・スクール導入に向けた調査・研究に取り組んだ」と書かれていますので、調査研究の結果として地域教育課に所管が変更になったと考えますが、その理由をお聞かせください。また今後、学校教育課のいいところは引き継ぎながらも、地域教育課だからこそと言われるコミュニティ・スクールに育てていただきたいと考えます。

そこで、全ての小・中学校でコミュニティ・スクールが始まろうとしている今、今後コミュニティ・スクールをどのように育てていく考えがあるのかお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えいたします。

学校運営協議会は学校長の学校運営の基本方針を承認するなど、学校と地域が共通の目的などを共有し、その達成に向かってともに前進するための組織でございます。一方、本市においては、12年にわたり地域教育協議会が地域と学校のつながりや協働を支え、子供たちの成長を支えてきております。

これまでの取り組みを踏まえ、学校運営協議会と地域教育協議会の一体的推進に向けて、学校運営協議会制度についての所管が学校教育課から地域教育課に移管されております。

全ての小・中学校、また中学校区がコミュニティ・スクールとなることで、学校や子供たちの現状や課題を地域と学校がしっかりと共有し、多くの当事者による熟議を重ね、それぞれの役割に応じた責任が果たせるような仕組みを構築していきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、小・中学校の中には既にコミュニティ・スクールを設置している学校もあります。それらの学校に対して運用に関する課題がありましたらお聞かせください。また、そのような課題を持つ学校に対して、今後どのように対応するお考えがあるのかお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えいたします。

本市では、平成23年度から学校運営協議会制度をパイロット的に導入しております。長年取り組んでいる学校において会議などが形式化し、熟議などを十分に実施できていない状況が見受けられるところもございます。また、昨年度以降に学校運営協議会を設置した学校については、学校運営協議会をどのように運営していくのかなど、手探りな段階のところもあります。

いずれにせよ、学校、地域の状況に応じて、地域住民や保護者などが学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築を行う必要がございます。また、中学校区単位で設置している地域教育協議会に対し、学校単位で学校運営協議会を設置している地域においては、それぞれの機能や役割を理解していただいた上で、2つの組織がうまくつながるために十分な説明が必要であると考えております。

来年度に向けた学校運営協議会の全市展開に伴い、当課としても協議会の事前の準備段階や実際の協議に参加するなど、学校、地域住民などに対しても継続的できめ細かい助言、支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございました。

コミュニティ・スクールについては、懸念していたことが答弁によりクリアになりましたので、しばらくこちらも注視させていただきます。

続いて、家庭教育推進事業について、地域教育課長に伺います。

主要な施策の成果説明書には、「地域・家庭が一体となって進める子育てに関する学習機会や情報提供の充実に努めた」と書かれています。

そこで、どのようなことを具体的に努めたのかお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えいたします。

公民館を拠点として各地域の家庭教育に関する課題を地域の方々と連携し解決する体制をつくるために、平成29年度から支援者側の心構えを学ぶことを目的とし、勉強会を通してネットワーク化を図る家庭教育サポートネットワーク支援事業を実施しております。市内公民館を4ブロックに分け、2ブロックずつ2年1事業の計画で研修を行い、平成30年度は南部ブロックとして南部公民館、東部ブロックとして柳生・興東公民館が重点館として取り組んでおります。

この事業を通じて、地域住民などが家庭教育に関する課題について話し合い、地域の連携強化により各団体のネットワーク化、家庭教育に関する多様な交流機会を提供しております。利用者の感想では、「先輩ママや先生の意見を聞いて、みんな同じように悩んでいたのだと思えた」などの声がございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、主要な施策の成果説明書には家庭の教育力を向上させるために、講座、講演会を開催したとも書かれています。

そこで、講座、講演会の内容と実施回数、周知方法をお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えいたします。

子供や家庭を取り巻く諸問題の解決、これからの家庭教育のあり方及び親の役割について考えるため、先ほど申し上げた重点地域の南部、柳生、興東の3つの公民館を含めた10公民館において講座や講演会などを開催し、家庭教育に関する学習機会の充実を図りました。

例えば南部公民館では、これまで公民館事業で取り組んできた図書室を活用した講座や、図書ボランティアの活動を生かし、読書への意欲や興味、関心を高める講座を2回開催しております。柳生公民館、興東公民館では、地域の学校・園の協力のもと、地域における子育て支援の充実に向けた講座を2回開催しております。

また、親になる世代、子育て世代などが子育てスポット事業を通じて、子育てに関する悩み相談、情報共有ができる子育て広場を11公民館で毎月2回開設し、親子で参加できる講座を実施しております。

なお、市ホームページや家庭教育サポートネットワーク支援事業の啓発チラシの配布に

より、市民への周知を図っております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

次に、こちらも課題がありましたからお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えします。

各地域で子育ての状況が異なるため、地域全体の共通課題を見つけにくい状況がございます。まずは子育て当事者が気軽に集まる場づくりのため、広報に工夫を加えるなど、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

家庭の教育力を高めることは、子供福祉の観点からも非常に重要です。そして、子供福祉の観点からいうと、今は家庭の教育力を高めたいと思う意欲ある方の参加者が大多数で、本来つながるべき人にはまだまだつながっていないと思います。それを確実につなげていただく方法の一つとして、この事業のチラシなどができた際に子育て相談課で配布してもらえば、窓口でチラシを置いていただけるだけでなく、チラシの内容次第では、支援しておられる方にもつなげていただけます。

チラシなどができたときには、子育て相談課に配布していただくことと、学校現場の方々や教育委員会内で支援にかかわっておられる方も、本来つながる意思と情報を持っていると思いますので、情報共有をしてつなげていただくよう要望します。

続いて、ことし6月21日、読書バリアフリー法が衆議院本会議で全会一致で可決成立しました。

その内容について、中央図書館長、お聞かせください。

◎奥田喜隆中央図書館長

林委員の御質問にお答えをいたします。

読書バリアフリー法の内容についてでございますが、視覚障害者等の読書環境の整備の

推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法がことしの6月28日に公布、施行されました。この法の目的は、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害等により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにあります。このことにより、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字、活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に寄与することとされております。

また、基本理念といたしましては、利用しやすい電子書籍などとしてデジタイズ図書、いわゆるデジタル録音図書、音声読み上げ対応の電子書籍などが視覚障害のある方たちの利便性の向上に役立つことから、その普及が図られるとともに、視覚障害のある方たちの需要を踏まえ、これまでの点字図書、拡大図書などが提供されることにございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

これまで障害をお持ちの方などに図書館に訪問していただく工夫を、図書購入などさまざまな形で実施してきたと思います。平成30年度に行ったことを中心に、これまで実施してきたことを、中央図書館長、お聞かせください。

◎奥田喜隆中央図書館長

委員の質問にお答えをいたします。

障害をお持ちの方に図書館を利用していただくために、実施したことについてでございます。

障害をお持ちの方に図書館を御利用いただくために、平成30年度も引き続きＬＬブック、大活字本、点字図書や手話に関する図書を購入しております。

また、中央図書館では、奈良県立東養護学校の生徒たちの図書館見学を受け入れ、北部図書館では、ボランティアの団体が、視覚障害を持った方のために制作しましたさわる絵本の啓発活動に取り組んでおります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

読書バリアフリー法を受けて、今後どのような対応をとっていきたいと考えておられるのか、中央図書館長、お聞かせください。

◎奥田喜隆中央図書館長

委員の質問にお答えをいたします。

読書バリアフリー法制定に伴う図書館の今後の対応についてでございますが、今後、国は視覚障害者などの読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定、実施するため、基本計画を定めることになっております。

また、地方公共団体は基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者などの読書環境の整備の状況などを踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者などの読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされております。このため、今後、国の動向を注視する必要があると考えております。

図書館といたしましては、引き続き障害などをお持ちの方が図書館をもっと利用しやすいように、環境整備などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

読書バリアフリー法については、抱えていることを全てやるべきとは思っておらず、できることから一つ一つやればよいと思っていますし、もしかしたら今でもできるのにできていないことがあると思っています。

また、国会図書館、県立図書館、市立図書館が役割分担を決めて進めることも大切だと思っています。できることや、できるのにできていないことを進めていく上で大切なことは、図書館の職員や図書館司書が机上の空論だけで決めるのではなく、養護学校に足を運んで養護学校の図書館を視察することや、障害といってもいろんな障害の方がおられますので、その方々にお話を伺うことで、奈良市の図書館が行うべきことがおのずと見えてくると考えます。それらをまとめた上で、計画的に進めていただくよう要望します。

また、障害や難病の理解がまだまだ進んでいない状況もあります。本の掲示の仕方により、図書館に訪れた方が自然とそれらの本を取り、そのことで理解が進んでいくような図書館でもあるよう、こちらも要望します。

最後に、昨年6月18日、大阪府北部地震が起きました。

そこで、中央、北部、西部図書館で影響がなかったのか、中央図書館長、お聞かせください。

◎奥田喜隆中央図書館長

委員の御質問にお答えをいたします。

昨年の大阪府北部地震における各図書館の影響についてでございますが、中央、西部、北部の3図書館でエレベーターが停止いたしました。また、西部図書館におきましては、ガス空調機の停止がございました。北部図書館では、棚から約750冊程度の図書の落下がございました。いずれも一両日中に復旧をしております。

地震当日が休館日であったため、各館とも直接利用者への被害、影響はございませんでした。

以上でございます。

◆林政行

館長、ありがとうございました。

休館日でもあり、来館者などに影響、被害がなかったとのことですが、これが図書館がやっているときの時間にもし起こっていたら、地震に対する何らかのさらなる対策を打っていたように思います。来館者の安全・安心を守ることも図書館の使命であります。中央、北部、西部図書館、また学校図書館は地震対策が十分であるのかいま一度調査をし、問題があれば改善を要望します。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。